

4 高教福第 740 号  
令和 4 年 9 月 7 日

各県立学校長 様

教 育 長

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定について（通知）

このことについて、文部科学事務次官から別添写しのとおり通知がありました。  
つきましては、貴職におかれましても、今回の文書の趣旨に沿ってお取り扱いください。  
なお、県教育委員会が実施する施策等については、後日、改めてお知らせします。

4 高教福第 740 号  
令和 4 年 9 月 7 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定について（通知）

このことについて、文部科学事務次官から別添写しのとおり通知がありました。  
つきましては、貴職におかれましても、今回の文書の趣旨に沿ってお取り扱いください。  
なお、県教育委員会が実施する施策等については、後日、改めてお知らせします。

## 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本指針（文部科学大臣決定）より抜粋

内容	実施者
<b>1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する施策</b>	
<b>(1) 教育職員等に対する啓発</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>教育職員等への研修及び啓発の充実（専門的知識に基づいて防止等のための対策を適切に行う）</li> </ul>	地方公共団体（学校の設置者としての地方公共団体を含む）
<b>(2) 教育職員の養成課程を履修する学生への理解促進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>養成課程を履修する学生が、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置、その他必要な措置</li> </ul>	教育職員の養成課程を有する大学
<b>(3) 児童生徒等に対する啓発</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒等に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことを周知徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省</li> <li>地方公共団体</li> <li>学校の設置者及びその設置する学校</li> </ul>
<b>(4) 児童生徒性暴力等対策連絡協議会</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>法第16条に規定する「<u>児童生徒性暴力等対策連絡協議会</u>」を設置することが望ましい。その構成員は、地域の実情に応じて決定</li> </ul> <p>※法律では、「設置することができる」規定                      ※都道府県が設置する場合、連絡協議会での連携が、区域内の市町村が設置する学校における児童生徒性暴力等の防止等に活用されるよう、区域内の市町村の教育委員会等との連携が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県 等</li> <li>※学校設置者毎に連絡協議会を設置可能</li> </ul>
<b>(5) その他の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策</b>	
<b>【児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組の推進】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>教育職員等に対して児童生徒性暴力等につながる行為をさせないことに加え、そのような行為につながりやすい環境や組織体制などに潜むリスクを取り除く必要</li> </ul>	学校の設置者やその設置する学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>そのため、研修や啓発の取組を効果的なものに充実させ、継続的に実施することなどにより、繰り返し児童生徒性暴力等の防止等に関する服務規律を徹底</li> </ul>	（都道府県（任命権者））
<ul style="list-style-type: none"> <li>必要なルールや取組等を整理・周知し、全ての教育職員等で共通理解を図りながら組織的に対応を進める必要</li> <li>執務環境の見直しによる密室状態の回避や組織的な教育指導体制の構築など、予防的な取組等を強化することが必要である。特に、特別支援学校、特別支援学級などを含め、児童生徒等の数が少ない環境については、特に留意して措置を講ずる必要</li> <li>全ての児童生徒等に目が行き届くように人的配置や人材確保に努める</li> </ul>	学校の設置者やその設置する学校
<b>【国立学校及び私立学校の対応に係る連携確保】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>防止等に関する対応について、必要に応じて、都道府県から医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者に関する情報の提供や、国又は都道府県から研修機会の提供等の支援が受けられるよう、日常的に、<u>国立学校の設置者は国及び都道府県との連携確保、都道府県私立学校主管部局・認定こども園主管部局は、教育委員会との連携確保に努める</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知大学（附属学校園）</li> <li>私学・大学支援課（・幼保支援課）</li> </ul>
<b>【相談等ができる関係機関の活用】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「法務少年支援センターこうち（高知少年鑑別所）」を積極的に活用</li> <li>※児童生徒性暴力等を行った教育職員等をはじめ児童生徒等と接する業務に従事する者の自己分析、児童生徒性暴力等の未然防止や再犯防止、更生支援等のため</li> </ul>	

## 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本指針（文部科学大臣決定）より抜粋

内容	実施者
<b>2 教育職員等による児童生徒性暴力等<sup>*</sup>の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策</b>	
<sup>*</sup> 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務（当該学校の管理下におけるものに限る。）に従事する者による児童生徒性暴力等（当該学校の児童生徒等に対するものに限る。）について準用	
<b>（1）早期発見のための措置及び相談体制の整備</b>	
<b>【早期発見のための措置】</b> ・児童生徒等や教育職員等に対する定期的なアンケート調査、教育相談の実施、電話相談窓口の周知等	学校の設置者及びその設置する学校
<b>【相談体制の整備】</b> スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談体制の整備を支援、電話やSNS等を活用した相談体制の整備、養護教諭等による健康相談の充実	文部科学省
・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置 ・電話やSNS等により教育職員等による児童生徒性暴力等の通報・相談を受け付ける体制を整備 ・各都道府県警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談窓口も含め、これらが児童生徒等や保護者等から活用されるよう積極的に周知	地方公共団体
<b>（2）教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置</b>	
※詳細は指針を参照 <留意事項> ・事実の有無の確認を行うための措置を講じた場合において、犯罪があると認めるときは、直ちに、所轄警察署に通報し、当該警察署と連携してこれに対処する必要 ・学校や教育委員会等と警察が緊密に情報共有できる体制の構築を進め、「児童生徒性暴力等対策連絡協議会」の仕組みを有効に活用	学校
・事実が確認された旨報告を受けた場合には、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を実施	学校の設置者
・調査に当たり、医療（医師）、心理、福祉（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）及び法律に関する専門的な知識を有する者（弁護士、警察官経験者、学識経験者）の協力を得ることが求められ、事案に応じた適切な専門家の協力を得ることが必要 ※専門家を選任する際、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公正性・中立性を確保	学校の設置者
・児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を書しないよう注意 ・児童生徒等が犯罪の被害者や目撃者等の参考人である事件において、児童生徒等から事情聴取を行う際には、捜査機関等において代表者聴取を行っているので、参考にすることは有効 ・被害者の意向等により、学校管理職や担任、養護教諭等により聴き取りを行う場合でも、聴取り項目や方法の適切性や、聴き取った内容への補充質問等の必要性等、外部の専門家の助言を得つつ行うことが必要	学校の設置者
<b>（3）児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する厳正な対処</b>	
・児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施の徹底	（任命権者）
・特定免許状失効者等となった者に対し、特定免許状失効者等に該当する旨及び免許状を再授与されるためには法第22条等に基づく申請手続を行う必要がある旨等を示す	都道府県 （免許管理者）

## 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本指針（文部科学大臣決定）より抜粋

内容	実施者
<b>3 教育職員等の任命又は雇用に関する施策</b>	
<b>(1) データベースの整備等</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定免許状失効者等に関する情報に係るデータベースを、施行期日（公布の日（令和3年6月4日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）までに整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名</li> <li>・免許状の失効又は取上げの事由</li> <li>・その免許状の失効又は取上げの原因となった事実等</li> </ul> </li> </ul>	国
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該都道府県において免許状を有する者が特定免許状失効者等に該当するに至ったときは、法第15条第1項で規定する特定免許状失効者等に関する情報をデータベースに迅速に記録</li> </ul>	都道府県 (免許管理者)
<b>(2) 教育職員等を任命又は雇用しようとするときの取組</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・任命権者等は、教育職員等を任命、又は雇用しようとするときは、国のデータベースを活用する</li> </ul>	都道府県 (任命権者)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定免許状失効者等の任命又は雇用を行う場合は、少なくとも、当該希望者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性を確認する必要</li> </ul>	都道府県 (任命権者)
<b>4 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する施策</b>	
<b>(1) 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定免許状失効者等への再授与の審査に当たって、都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「再授与審査会」という。）の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断することが求められる</li> </ul>	都道府県 (免許授与権者)
<b>(2) 都道府県教育職員免許状再授与審査会</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関し、意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県都道府県に、再授与審査会を置く</li> </ul> <p>※学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）で構成</p>	都道府県 (免許授与権者)